

日本語教育推進会議（第6回）議事録

平成27年9月16日

14時～16時

合同庁舎7号館13F1～F3会議室

〔出席者〕（敬称略）

公益社団法人国際日本語普及協会	理事長	関口 明子
	専務理事	内藤 真知子
	常務理事	戸田 佐和
公益財団法人中国残留孤児援護基金	常務理事	小林 悦夫
	中国帰国者定着促進センター教務課長	馬場 尚子
公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部	業務課長代行	上野 明
	業務第二係	西口 里紗
一般社団法人全国日本語教師養成協議会	代表理事	吉岡 正毅
	理事	黒崎 誠
	事務局長	新山 忠和
	教育企画研修部長	吉川 正則
公益財団法人日本国際教育支援協会	専務理事	池田 輝司
	作題主幹	川端 一博
国立大学日本語教育研究協議会	代表理事	石黒 圭
一般財団法人日本語教育振興協会	理事長	佐藤 次郎
	評議員	村上 誠
	評議員	鈴木 修一
	評議員	山本 弘子
	総務部長	上戸 敏信
一般社団法人全国専門学校各種学校日本語教育協会 （全国各種学校日本語学校協議会） （全国専門学校日語教育協会）	会長代行	堀 道夫
	副会長	新井 時賛
	事務局長	有我 明則
大学日本語教員養成課程研究協議会	代表理事	柳澤 好昭
	理事	木村 哲也
	事務局	西川 寛之

独立行政法人日本学生支援機構	日本語教育センター 副センター長	西澤 信夫
	東京日本語教育センター 教務主任	水野 雅方
一般社団法人全国日本語学校連合会	理事長	荒木 幹光
	副理事長	泉岡 春美
	常務理事	水田 譲作
	理事	長岡 博司
	主席研究員	佐伯 浩明
一般財団法人海外産業人材育成協会	日本語教育センター グループ長	山口 千恵子
	日本語教育センター コンサルタント	杉山 充
公益財団法人国際研修協力機構	能力開発部副部長	佐久間 大策
一般財団法人日本国際協力センター	研修事業部部長	打田 斉道
	研修事業部多文化共生課長	吉村 純
	研修事業部計画課日本語主任	渡部 裕子
公益財団法人国際文化フォーラム	事務局副主任	千葉 美由紀
独立行政法人国際協力機構	青年海外協力隊事務局海外業務 調整課日本語教育担当	東山 正希
独立行政法人国際交流基金	日本語事業部企画調整チーム	歳森 真紀
外国人集住都市会議	静岡県掛川市 生涯学習協働推 進課男女協働係長	山田 京子
	副会長	嶋田 和子
	副会長	松崎 寛
公益社団法人日本語教育学会	事務局顧問	中野 佳代子
	准教授	野山 広
	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国 立国語研究所	
国立大学法人筑波大学	グローバルコミュニケーション 教育センター日本語教育部門教 授	今井 新悟
国立大学法人東京外国語大学	留学生日本語教育センター副セ ンター長	藤村 知子
国立大学法人名古屋大学	国際教育交流本部国際言語セン ター教授	衣川 隆生
	法学研究科日本法教育研究セン ター特任講師	宮島 良子

国立大学法人広島大学	教授	白川 博之
学校法人早稲田大学	大学院日本語教育研究科 事務長	小鮎 智紀
放送大学	教養学部 教授	山田 恒夫
内閣府政策統括官（共生社会施策担当）定住外国人施策推進室	主査	武内 陽子
法務省入国管理局総務課企画室	法務専門官	佐藤 浩朗
外務省大臣官房広報文化交流部文化交流・海外広報課	課長補佐	山口 敦
厚生労働省職業安定局 派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	課長補佐	伊藤 安博
経済産業省経済産業政策局 産業人材政策室	室長補佐	松崎 智一
文部科学省	高等教育局学生・留学生課留学生交流室留学交流支援係長	佐々木 徹
	主任学校教育官	齋藤 潔
	初等中等教育局国際教育課専門官	村松 好子
	大臣官房国際課国際協力企画室 室長補佐	小林 克嘉
文化庁文化部	文化部長	佐伯 浩治
	国語課長	岸本 織江
	国語課課長補佐	竹田 透
	国語課日本語教育専門官	小松 圭二
	国語課日本語教育専門職	増田 麻美子
	国語課日本語教育専門職	山下 隆史
	国語課専門官	平山 大
	国語課日本語教育企画係	高橋 鮎太

〔配付資料〕

資料１－１ 文化庁資料

資料１－２ 同上

資料１－３ 同上

資料１－４ 同上

資料２ 文部科学省初等中等教育局国際教育課資料

資料３ 文部科学省高等教育局学生・留学生課資料

資料４ 内閣府資料

資料５ 法務省資料

資料６ 外務省資料

資料７ 厚生労働省資料

資料８ 全国日本語学校連合会資料

資料９ 全国日本語教師養成協議会資料

資料１０ 名古屋大学資料

資料１１ 全国専門学校各種学校日本語教育協会資料（パンフレット）

【小松日本語教育専門官】 それでは、お時間となりましたので、まだお見えでないところもございますが、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、御出席賜りありがとうございます。開催に当たりまして、佐伯文化部長より御挨拶申し上げます。

【佐伯文化部長】 文化庁文化部長の佐伯でございます。

日本語教育推進会議の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、大変御多忙の中、第６回日本語教育推進会議に多数の方にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

この日本語教育推進会議は、日本語教育関係機関・団体及び関係府省の皆様の情報交換、情報共有の場として、平成２４年１月から開催してまいりました。以来、関係府省の取組等について幅広く情報を提供いただくとともに、日本語教育関係機関・団体の皆様からも、それぞれの取組内容や課題等について御紹介を賜ってきたところでございます。

皆様御案内のとおり、国内の外国人の方の数は、リーマンショックや東日本大震災の影響により一時的に減少していましたが、現在は概ねそれ以前の水準まで戻っております。

また、政府におきましても、「日本再興戦略」あるいは「経済財政運営と改革の基本方針」等におきまして、外国人材の活用がうたわれておりますし、在留外国人の数は今後ますます増えていくものと考え

ています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けまして、その中でも多様性のある日本の姿を見せていく上で、在留外国人の方々の活躍は大事だと思いますし、外国人の方々に対する日本語教育の施策はますます重要性を増してくると思われられます。

本日は、来年度概算要求について、各府省から御紹介いただきますとともに、日本語教育関係機関・団体の皆様から、それぞれの取組について御紹介を頂く予定でございます。この場で生まれた様々な情報共有あるいはつながりといったものが今後の施策展開あるいは日本語教育の一層の推進に役立っていくことを期待しております。

限られた時間ではございますが、実り多い会議となりますよう、皆様方の御協力をお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【小松日本語教育専門官】 私は、本日の司会進行をさせていただきます文化庁文化部国語課の日本語教育専門官の小松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料ですが、机上配布とさせていただいているものが水色のパンフレットです。それから、平成26年度の日本語教育の実態調査でございます。こちらが参考配布させていただいております。そのほか、本日の座席表、出席者名簿が配布されております。次以降が会議資料となるわけですが、まず最初に、1枚次第がございます。その下に資料1から11までございます。資料1-1から1-4までが文化庁の資料となっております。次に、資料2が文部科学省初等中等教育局国際教育課の資料でございます。資料3が同じく高等教育局学生・留学生課の資料でございます。資料4が内閣府の資料となっております。資料5、法務省の資料。資料6、外務省の資料。資料7が厚生労働省の資料です。資料8は、全国日本語学校連合会の資料でございます。資料9、全国日本語教師養成協議会の資料です。資料10が名古屋大学の資料です。資料11、こちらはパンフレットですので資料番号は付記しておりませんが、全国専門学校各種学校日本語教育協会の資料、パンフレットとなっております。

以上が本日配布の資料となっております。不足等ございませんでしょうか。

本来であれば、本日の出席者を御紹介するところでございますが、お配りしております出席者名簿、座席表にて御確認いただくということで省略させていただきます。御了承ください。

次に、本日の会議の進行について御説明申し上げます。

最初、各府省庁から、日本語教育関連の施策の取組状況、それから平成28年度の概算要求の状況について御報告をお願いいたします。質疑応答につきましては、関係府省からの説明が済んだ後にまとめて質疑応答の時間をとらせていただきます。政府関係の説明、質疑応答が終わりましたら、次に、各関係団体の方から取組状況等について御報告を頂くこととなっております。その団体は4機関でございます。資料を配布させていただいている4機関、こちらの方から御説明いただくということとなっております。

ります。こちらも質疑応答は後ほどということになっております。説明が終わりましたら、質疑応答・意見交換の時間をとりまして、会議終了は16時を予定しております。会議の運営につきましては、どうぞ御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、関係府省からの取組状況について御説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、文化庁文化語課から御報告をお願いいたします。

【岸本国語課長】 文化庁の国語課長の岸本と申します。よろしくお願いいたします。

最近の文化庁の日本語教育施策ということで、本日は、平成28年度概算要求の内容と、最近の文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議状況について御説明をしたいと思います。

まず、配布資料の1-1を御覧いただきたいと思います。めくっていただきまして1ページ目でございますけれども、文化庁の日本語教育施策の全体像でございます。大きく分けまして、審議会における検討と、各種事業とに分かれます。具体的な事業といたしましては、五つの事業を実施しております、平成28年度要求額は、今年度に比べまして300万円増の2億1,100万円ということになっております。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは「生活者としての外国人」のための日本語教育事業ということで、平成19年度から実施している事業でございます。外国人が日本で生活を送る上で必要な最低限の日本語を習得していただくための各地の優れた取組を支援しようということで実施してきているものでございますけれども、平成28年度は1億5,100万円という要求額になっております。従来より、地域日本語教育実践プログラムの(A)と(B)、(A)が文化庁で作成いたしました標準的なカリキュラム案を活用した取組を支援するもの、(B)が地域資源の活用・連携による総合的取組を支援するものでございまして、そちらのプログラム(A)と(B)、それから地域日本語教育コーディネーター研修を実施してきておりますけれども、これに加えまして、平成28年度は地域日本語教育スタートアッププログラムを要求しております。

こちらの方は、域内の外国人からの日本語教育のニーズを持ちながらも、日本語教育に関するノウハウを有していなかったり、あるいは、指導をする人材がいないということで教室を開設することができなかった自治体に対して支援を行おうというものでございます。

具体的な支援の内容といたしましては、アドバイザー派遣ですとか、アドバイザー派遣による日本語教室の立ち上げ、日本語指導者の育成などを想定しております。これによりまして、日本語学習環境の地域間格差を解消していこうということを目的としているものでございます。

具体的な事業のイメージにつきましては、次の3ページ目の方でございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、4ページ目の条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育でございます。平成28

年度要求額は、100万円増の4,300万円となっております。従来より条約難民と第三国定住難民に対しまして、定住支援施設における定住支援プログラムということで日本語教育プログラムを実施し、また、第三国定住難民に関しましては、定住先の自治体と連携を図りながら、定住後も継続的に日本語を学習していただけるような支援をしておりますけれども、これらを引き続き実施していく予定でございます。

次に、5ページ目を御覧いただきたいと思います。日本語教育に関する調査及び調査研究ということでございまして、平成28年度要求額は800万円となっております。

具体的には、日本語教育施策を企画・立案する上で、必要な基礎的データを収集する、日本語教育に関する実態調査、それから日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究、これを引き続き実施する予定でございます。

次に、6ページ目でございます。日本語教育研究協議会等の開催ということで、平成28年度要求額は、ほぼ同額の500万円を要求しております。

これにつきましては、従来より日本語教育研究協議会ということで、標準的なカリキュラム案や日本語教育施策等の周知普及を目的として、東京での日本語教育大会、それから、平成25年度からは、東北、関西、九州の3か所に拡大いたしまして、日本語教育研究協議会を開催しております。また、都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修ということで、都道府県・市区町村の経験の浅い日本語教育担当者の方を対象としました研修を実施しておりますけれども、これらを引き続き実施するとともに、平成28年度につきましては、都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議を要求しております。

今年度との違いでございますけれども、日本語教育研究協議会を東京と大阪の2か所に縮小いたしまして、都道府県・政令指定都市の日本語教育推進会議を新たに開催しようと考えております。

これは地域における日本語教育の体制整備における課題解決のために、都道府県や政令指定都市の日本語教育担当者の方々にお集まりいただきまして、今後の方策や連携協力の在り方などについて検討を行い、国と地域が連携協力して日本語教育施策を一層強力に推進していくということを目的にしているものでございます。

そして次に7ページ目、最後でございますけれども、省庁連携日本語教育基盤整備事業でございます。これは今年度と同額の400万円の要求額となっております。

これは日本語教育を総合的に推進していく体制整備のための基盤構築ということで、本日のこの日本語教育推進会議のほか、日本語教育に関するコンテンツを横断的に検索できる情報検索サイト「NEWS」がございまして、それを運用する日本語教育コンテンツ共有化推進事業を実施しております。来年度も引き続き実施していく予定でございます。

以上が平成28年度の文化庁の日本語教育施策の概算要求の内容でございます。

続きまして、文化審議会の国語分科会日本語小委員会における審議状況について御報告・御説明いた

したいと思います。お手元の資料の1－2をまず御覧いただきたいと思います。

これまでの審議の流れでございますけれども、外国人の増加ですとか定住化傾向を受けまして、平成19年7月に国語分科会の下に日本語教育小委員会を設置しております。この日本語教育小委員会では、地域における日本語教育の役割分担ですとか体制整備、連携・協力、内容・方法等について検討を行い、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案ですとか、教材例集等、いわゆる5点セットと私どもが呼んでいるものでございますが、そういった報告を計画的に取りまとめていると考えております。

その後、平成24年5月には、課題整理に関するワーキンググループを小委員会の下に設置しております。そちらで今後の具体的な施策の方向性ですとか、日本語教育の推進方策を議論していく際の検討材料として、11の論点を整理いたしまして、平成25年2月でございますけれども、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」という報告をお取りまとめいただいております。

また、その次、平成25年度でございますけれども、日本語教育関係者の意見ですとかデータを収集整理いたしまして、「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について」という報告をお取りまとめいただいております。

今回の中間まとめでございますが、これらの審議の流れを踏まえまして、昨年、11ある論点のうち論点7、日本語教育のボランティアについて、それから論点8、日本語教育に関する調査研究について、この二つの論点について検討を重ねていただきまして、このたび中間まとめということでお取りまとめいただいたものでございます。

まとめの概要でございますが、資料1－3が論点7の概要、資料1－4が論点8の概要となっております。大変字が小さくて恐縮なんですけれども、そちらを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず、論点7の方でございますけれども、改めまして地域における日本語教育の現状と課題を整理いたしております。

3.のところですが、例えば市区町村に関しましては、みずから日本語教室を開設しているところはわずか1割であって、民間の取組を含めても3割に過ぎない。あるいは、ボランティアさんへの依存度が非常に高い。そして、課題といたしまして、ボランティアの高齢化など安定的に活動に参加できる人材の確保・育成が課題である。都道府県に関しましては、域内の日本語学習機会に格差があるといったような現状について整理をしております。

そして、4.のところですが、それを踏まえまして、今後のそれぞれが果たすべき役割についてということで、国、都道府県、市区町村それぞれについて整理をいたしております。例えば、市区町村に関しましては、外国人のニーズ把握や地域住民の理解を得ること、指導者等の人材育成に努めることが必要である。都道府県に関しましては、市区町村と協力して域内の日本語教育のニーズの把握に努め

ること。市区町村に対する専門家の派遣，人材養成，財政支援等が望まれるといったようなことを整理しております。

それらを踏まえまして，5.のところですがけれども，日本語教育の実施体制のポイントということで，具体的に外国人とつながる，学習機会を作る取組や活動を広げるといった観点から，六つのポイントごとに特徴的な具体的な取組について事例を御紹介しております。

この事例収集に当たりましては，昨年のこの日本語教育推進会議で情報の提供のお願いをいたしまして，多数お寄せいただきましたことに関しまして，この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

この事例に関しましては，本日もお手元に配布していると思いますけれども，報告書の方に詳しく載っておりますので，後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして，資料1－4を御覧いただきたいと思います。論点8の日本語教育調査研究の体制についての中間まとめの概要となっております。

こちらですがけれども，対象者を捕捉することが難しい外国人の日本語に対するニーズですとか，日本語学習の実態把握を進めるために必要な地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り方について検討を行い，調査の共通利用項目やその活用についてまとめたものとなっております。

具体的には，地域間の比較ですとか，全国的な傾向の把握が行えるように，今後，地方公共団体が外国人の日本語教育に関する調査を実施する際の項目の共通化を目指しまして，日本語教育に関する調査の共通利用項目を作成し，御提案をしております。

3.のところを御覧いただきたいんですが，具体的な共通利用項目について記載しております。外国人の属性に関する項目が7項目，日本語学習に関する項目が9項目，日本語能力に関する項目が2項目，合わせて18項目となっております，そのうち※印が付いている部分は補足的な質問事項となっております。

論点7，論点8，いずれにしましても，今後，都道府県，政令指定都市ですとか関係団体の方々に御意見を頂戴しながら，引き続き，日本語教育小委員会の方で御議論いただきまして，今年度中に最終まとめを行う予定でございます。

文化庁の日本語教育施策につきましては以上でございます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

次に，文部科学省大臣官房国際課から説明をお願いいたします。

【文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室】 文部科学省大臣官房国際課の小林と申します。当課からの説明は，資料2，この後の国際教育課からの御説明でも使用いたしますが，資料2を使用いたしますので，御覧ください。

資料2とございます「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」に関して，右側，ピンク色で囲

んであります「定住外国人の子供の就学促進事業」に関しまして御説明いたします。

こちらに関しましては、皆さんよく御存じのとおり、平成21年度の補正予算で付きました、いわゆる「虹の架け橋教室」事業の後継事業といたしまして、昨年度から実施しているものでございまして、目的としましては、不就学となってしまう外国人のお子さんを対象に、公立学校等の就学に必要な支援を主に学校外で行う自治体が行う取組に対して補助をするというものでございます。

特に外国人のお子さんが不就学となってしまう一つの要因として、やはり日本語がなかなかできないということがございます。学校で勉強していくためには、日常の日本語だけではなくて、学習に必要な日本語も当然必要になってきますが、なかなか日本語が苦手なお子さんがそこまでたどり着くのが難しいこともございまして、外部のNPO等の団体の力もおかりしまして、こうした子供たちの支援をしているところでございます。

スキームとしましては、架け橋教室事業時代と若干変わりました、現在は、都道府県・市区町村の教育委員会又は首長部局に対して補助をするということになっております。今年度の実施状況を見ますと、どちらかといえば、市の首長部局、多文化共生部局などでこうした事業を受託し、これまで架け橋教室事業をやっていたNPO等の団体に対しまして委託をして、今、子供たちの日本語指導であったりとか、教科指導を行っていたというところでございます。

こちらに関しましては、平成28年度に関しましても要求をしておりまして、今年は事業の切り換えというところで、若干まだ予算額も余りがあるような状況でございますが、引き続きこうした取組をやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

国際課からの説明は以上でございます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

続きまして、文部科学省初等中等教育局国際教育課から御説明をお願いいたします。

【文部科学省初等中等教育局国際教育課（齋藤）】 初等中等教育局国際教育課でございます。引き続きまして、資料2に基づきまして、初等中等教育段階におきます取組につきまして御説明申し上げます。

まず、お手数ですが、資料2の裏側でございますが、現在の状況ということで、毎年御報告しているものかと思いますが、現在の状況ということで御報告申し上げます。

まず、公立学校に在籍する外国人の児童生徒数ということでございますが、大きな変化はございませんが、大体7万3,000人程度、小・中・高等・中等教育学校、特別支援学校含め、こういった人数になってございますが、このうち、2段目にございます日本語指導が必要な外国人児童生徒数は2万9,198人ということで、大体3割から4割ぐらいの方がそういった日本語指導が必要であるという状況になってございます。

それから、近年の動向といたしましては、一番下にございます日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数が急激に伸びているところでございまして、平成26年段階で7,897人ということで、平成16

年から比べると、ほぼ倍増という状況になってございます。これらの方々の言語別の状況といいますと、こちらにつきましてもかなり多様化が進んでいるということで、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語・朝鮮語、その他の言語ということですが、その他の言語のところもかなり増えているということで、多様化が進んでいるという状況でございます。

これを踏まえまして、表側の資料2の左側でございますが、初等中等教育局におきましては、「公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」ということで、都道府県及び指定都市・中核市を対象とした補助事業を実施しております。

こちらにつきましては、先ほど申し上げたように、個々の日本語指導が必要な児童生徒の状況が非常に多様化しているということを踏まえまして、そういった個の実態に応じた日本語指導ができるような形で特色ある取組をしていただいている自治体に対して支援をするということを想定しております。

具体的には、その下の実施項目にございますように、主に日本語指導のみならず、就学機会の確保、受入れ、指導・支援体制の整備、学力保障・進路指導といったメニューを様々な組み合わせで地域の実情に応じて行っているものに対して支援を行っております。

自治体に対する補助事業で3分の1補助ということでございまして、平成27年度は53自治体に対して支援を行ったところでございます。平成28年度につきましては、予算を増額いたしまして2億9,000万円の要求をしております。この中で、当初は主に義務教育段階の特別の教育課程等を中心とした取組について支援しておったところでございますが、これに加えて、学校種間連携モデル地域の設置ですとか、高校段階の学力保障といったところにフォーカスしたようなものもメニューに加えて支援自治体数も拡大していきたいというふうに考えております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

次は、文部科学省高等教育局学生・留学生課様、お願いいたします。

【文部科学省高等教育局学生・留学生課】 学生・留学生課留学生交流室の佐々木でございます。私からは、学生・留学生課が所掌する日本語教育に関する事業の現状について、資料3に基づいて御説明差し上げます。

まず資料3の1枚目の頭の部分ですけれども、「独立行政法人日本学生支援機構日本語教育センターについて」ですが、独立行政法人日本学生支援機構は、東京と大阪に日本語教育センターを設置しており、我が国の大学、大学院、高等専門学校等の高等教育機関に進学する外国人留学生に対し、日本語と高等教育を受けるために必要な基礎教科の教育を行っており、また、日本語教育の教材の開発、日本文化・日本事情等の理解を促進させるための事業等も行っております。東京日本語教育センターの前身は財団法人国際学友会、大阪日本語教育センターの前身は財団法人関西国際学友会で、平成16年度に特殊法人日本育英会が整理統合され、独立行政法人日本学生支援機構となった際に組み入れられたものでござ

います。

日本語教育を行うコースにつきまして、東京、大阪を合わせて合計540名の定員となっており、主として国費留学生として配置される前の留学生の予備教育を実施しております。特に配置先の大学が留学生センター等を持っていない場合は、こちらの日本語教育センターで教育をいたします。

そのほかに中等教育等の12年の教育課程よりも短い国、例えばマレーシアですとかミャンマーなどから日本の大学、高等教育機関に留学してくる学生のための準備教育も、文部科学省から準備教育課程の指定を受けておりますので、一部実施しているところでございます。

日本語教育センターに関する平成28年度予算につきましては、前年度同額の2億6,600万円を要求しております。

1枚めくっていただきまして、国費外国人留学生制度についてですが、昭和29年からこれまで、世界160か国・地域から合計9万8,000人を超える留学生を国費留学生として受入れております。

まず、大学院レベルのうち、(1)研究留学生と(2)教員研修留学生につきましては、渡日後6か月の日本語の予備教育を実施しております。学部レベルのうち、(4)学部留学生、(6)高等専門学校留学生、(7)専修学校留学生につきましては、基本的には渡日後1年間、日本語を中心とした予備教育プラス日本で教育を受けるために必要な様々な科目を受講させております。

実施機関は、大学院レベルは受入れ大学の留学センター等の方で、学部レベルのうち(4)学部留学生は東京外国語大学と大阪大学で、学部レベルのうち(6)高等専門学校留学生、(7)専修学校留学生は、先ほど御説明したように、日本学生支援機構の日本語教育センターで実施しているところでございます。

今申し上げた点につきましては、1枚めくっていただいた4.の各プログラムの待遇等、こちらに表になっておりますので御確認頂ければと思います。

以上、大きくは前年度から変わっているところはございませんが、引き続き中身について、更に磨きをかけながら取組を進めているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

続きまして、内閣府政策統括官定住外国人施策推進室よりお願いいたします。

【内閣府】 内閣府定住外国人施策推進室の武内と申します。よろしく願いいたします。お手元の資料4を御参照ください。

こちらは、昨年3月に当室において策定した「日系定住外国人施策の推進について」の概要となっております。当室におきましては、現在、この「日系定住外国人施策の推進について」に基づき、各省庁における日系定住外国人に係る各種施策の推進を図っております。

日系定住外国人とは、日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目してその受入れが認

められ、日本に在留する日系人及びその家族であり、これらの方々は、昭和60年代以降入国が急増し、また、平成2年の「出入国管理及び難民認定法」の改正施行により、身分又は地位に基づく在留資格である「定住者」等の在留資格で日本に在留をされています。しかし、平成20年秋以降の世界的な経済危機により、多くの日系定住外国人の方々が離職を余儀なくされ、また、日本語能力が不十分であることなどから再就職が難しく、生活困難な状況に置かれる方々が増加し、さらに、これに伴い、経済的困窮から、その子供たちが就学等の面で厳しい状況に置かれることとなりました。そのため、平成21年に内閣府に同室が設置され、関係府省から成る日系定住外国人施策推進会議において、こうした生活困難な状況に置かれた日系定住外国人の方々を支援するため、資料内では緑の枠の中の部分になりますけれども、こうした累次にわたる対策を策定し、関係施策の推進に取り組んできております。

日系定住外国人については、現在、減少傾向が進む一方で、永住者として在留する者の割合が高くなるなど、出稼ぎのための短期的な在留から、長期間定住をする傾向が強まっており、昨年3月に策定したこの「日系定住外国人施策の推進について」においては、こうした情勢の変化等を踏まえ、日系定住外国人施策に関する具体的な方向性や施策について盛り込んでおります。

具体的な施策につきましては、資料の下の方枠部分になりますけれども、「日本語で生活できるように」、「子供を大切に育てていくために」、「安心して働くために」といった計6分野におきまして、日本語教育、子供の教育、雇用、防災・減災、情報の多言語化等の計59の施策をまとめており、現在、各関係府省において各施策を実施していただいております。

当室においては、これら施策の着実な推進を図るため、日系定住外国人施策推進会議幹事会等において、本取りまとめに盛り込まれた各種施策の各省における推進状況についてフォローアップを実施し公表を行っており、引き続き、この取りまとめに基づき、日系定住外国人施策の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、こうした施策の推進に加えまして、当室において現在実施している具体的な取組について御紹介させていただきます。次の資料を1枚めくっていただいて御参照いただければと思います。

当室においては、近年の情勢の変化等を踏まえ、特に災害発生時等の対応を新たな課題として認識しております。先ほどの「日系定住外国人施策の推進について」におきましても、内閣府において「災害関連制度・施策の多言語化を積極的に図る」こととしており、その取組の一つとして、本年3月に、気象庁及び観光庁と連携し、緊急地震速報の多言語化への取組としまして、緊急地震速報に関する表現について多言語に翻訳した辞書を作成いたしました。現在、緊急地震速報は気象庁からの発信を受け、テレビ局や携帯電話会社等の各種情報配信事業者等が二次的に発信することで広く情報提供がなされております。今回作成を行った多言語辞書は、こうした情報配信事業者等で現在広く使用されている緊急地震速報に関する単語・表現等について多言語化を図ることで、今後、各情報配信事業者等における多言語による緊急地震速報の配信を推進することを目的としております。

当該辞書においては、訪日外国人旅行者及び在留外国人の目的別割合を踏まえ、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の5言語のほか、国籍を問わず、多くの外国人が災害時において適切な行動がとれるよう、簡易な日本語であれば理解のできる外国人の方々向けに「やさしい日本語」による表現も掲載しております。当該取組におきましては、外国人にとって誤解なく分かりやすい表現となるよう、自治体をはじめ各団体等、多くの関係機関に表現の確認について御協力をいただいております。

現在、当該多言語辞書につきましては、ホームページや緊急地震速報利用者協議会等の関連団体を通じて情報配信事業者等に積極的な活用を働きかけております。現在のところ、既に一部の機関や一部の携帯電話会社等に導入を頂いているところです。当室におきましては、今後も災害関連制度・施策等の多言語化についての取組を行うこととしております。

また、災害時に限らず、当室におきましては、従来より、日系人をはじめとする定住外国人の方々が必要とする各種情報の多言語での情報提供のため、「定住外国人施策ポータルサイト」という情報提供ホームページを設けております。このポータルサイトでは、日系人をはじめとする定住外国人の方々を対象にした教育、雇用、医療、子育てなどに関する「生活者向け情報」や、支援団体の方々等を対象にした「支援者向け情報」について、多言語により随時提供を行っており、引き続き、当該サイトにより提供する情報の充実について努めてまいりたいと考えております。

以上となりますが、当室におきましては、現在進めている具体的な取組を含め、施策の推進におきましては、今後も関係省庁の皆様や自治体等の皆様と連携しながら施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力を頂けますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

続きまして、法務省入国管理局より御説明をお願いいたします。

【法務省】 法務省入国管理局の佐藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。資料5に基づきまして御説明させていただきます。

資料5は第5次出入国管理基本計画の概要でございまして、本文は大部にわたるので配布はしておりませんが、当省のホームページでは本文を掲載しておりますので、御関心のある方はホームページを御覧いただければと思います。この基本計画は正に昨日公表したものでございます。

一番上、出入国管理基本計画とはどういうものかというものを簡単に記載しておりまして、一つ目の丸でございすけれども、出入国管理及び難民認定法、入管法と我々はよく呼んでいますが、入管法に基づいて法務大臣が策定するものということでございます。

2つ目でございすけれども、おおむね5年程度の期間を想定して策定しています。ですので、昨日公表したこの第5次は、今後5年、正に2020年オリンピックに向けて入管行政をどうしていくかということも含めて記載しているということでございます。

下半分のところでございますが、基本計画のポイントを記載しております。全部で7点、基本方針ということで掲げておりますが、具体的なものは裏面に記載してございますので、裏面を御覧いただければと思います。

基本計画は入管行政全般にわたる分野を記載しておりますので、それぞれの分野について、いわば大きな方向性を示しているものでございまして、右側、5番、観光立国実現、これは正にオリンピックを見据えて今後どうするかということでございますし、6番は治安面ということで、テロリストの入国をどう防ぐとか、不法滞在者をどうするか、7番、難民をどうするかということでございますが、本日は時間も限られておりますので、1番と2番、そして4番を中心に御説明をしたいと思います。

1番でございますが、「我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ」ということで、一つ目の丸に書いてございますとおり、専門的、技術的分野と評価できるものについては、在留資格や上陸許可基準の見直しを行って受入れを推進していきます。これは今回の第5次で新たに打ち出した方針というわけではなくて、従来からもこの方針でやってきましたし、今後もこの方針は維持していくということでございます。

二つ目は、専門的、技術的分野と評価できる外国人の中でも、特に高度人材と認められる方、こういう方は日本経済の活性化ですとか、イノベーションに資する方々でございますので、我々は高度人材ポイント制というものを運用していきまして、その高度人材の受入れを促進しておりますが、今後もそういった高度人材の方の受入れを促進していきたいということでございます。

三つ目は、建設分野等でございますが、これはオリンピックに向けて建設労働者が足りないというような要請を受けて、昨年4月に建設分野で外国人を緊急的に受け入れることが決まりました。ただし、これは時限的措置ということで2020年までの措置、2020年までの間に限って建設分野の外国人を受け入れるということでございます。

最後は留学生の適正・円滑な受入れや就職支援のための取組の継続ということで、留学生につきましては、各大学とか専門学校の選抜を経て入国する。そして、日本に在留中、勉学に励む。日本でももちろん生活する。卒業後は本国に帰る方もいらっしゃいますし、日本企業に就職する方もいらっしゃいますし、そういう一連のパッケージで留学生の受入れを促進していかなくてはいけないというようなことをこの基本計画に書いております。

ただ、そういうことは書いてございますが、法務省として何ができるかというところ、入管行政というのは水際の門の開け閉めという、簡単に言ってしまうとそういうことでございますので、留学生の就職支援とか、留学生の生活面のサポートとか、そういったところは当省の所掌以外のものでございますが、当省としてもでき得る限りの留学生受入れのための施策を推進してまいりたいというような姿勢を示しているということでございます。

2番でございますが、「少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化」

ということでございまして、1番で今申し上げたのは、留学生も含めて専門的、技術的分野の外国人でございまして。2番は、いわばそれ以外の方たち、いわゆる単純労働者というような方々を受け入れるのかどうかということでございまして、現在、我が国は単純労働者は受け入れておりませんが、これを少子高齢化の進展を踏まえて、人口も減少していくという中で、外国人の受入れを進めた方がいいんじゃないかというような議論もだんだん大きくなってきておりますし、一方で、そうではないんだと、この最初の丸にございまして、出生率の向上とか、生産性の向上とか、潜在的労働力の活用等の取組、まずこれをやるべきだというような議論もやはり大きいわけでございます。こちらの私どもの基本計画においても、まずはこういった取組が必要であるとした上で、2つ目の丸でございまして、今後の受入れの在り方、これは本格的に検討すべきときが来ているのではないかというようなことを記載しております。

ただ、単純労働者を受け入れるとか、受け入れないとか、そういった方向性をこの基本計画に示しているというわけではございません。三つ目の丸ですとか四つ目の丸でいろいろな検討をして、政府全体で検討していかなければいけない問題だというふうに指摘はしておりますけれども、受け入れる前提で検討するというわけではなくて、受け入れる、受け入れない、そういったところも含めていろいろな検討が必要だと、それについては最後の行に書いてございまして、諸外国の制度等についても把握して、国民の声を積極的に聴取し、こういったこともやりながら検討していくというような内容を記載しております。

一昨年、訪日外国人が、1,000万人を超えて、去年は1,300万人。今年は去年を上回るペースで増えており、このまま行くと1,800万人ぐらいになるのではないかというような指摘もされているところでございまして、総じて日本に入学する外国人あるいは在留する外国人は増えていく方向だろうというふうに考えております。

その際に重要になってくるのが、この4のところでございます、外国人の受入れをする際には、いざ外国人を受け入れた場合には、外国人は我が国での生活者になるという意味においては、外国人の共生社会に向けた施策を進めていくこと、これも重要だというような指摘をこの基本計画でもしております。

その中で、本日いろいろ御説明がありました日本語教育というようなことは重要なポイントではないかというふうに当省でも考えているところでございます。ただ、入学後の外国人の日本語教育ですとか、生活支援とか、就職支援とか、あるいは医療、保健といった社会のサポート体制とか、そのような分野は当省の所掌分野ではありませんが、法務省としても外国人の共生社会の実現に向けて、どういう貢献ができるかというようなことを今後も考えていきたいと。そういった共生社会の実現に向けた検討には、この4の最後にございまして、共生社会の実現に向けた取組に法務省としても積極的に参画していくというような当省の姿勢といたしますか、考え方をこの基本計画に記載しているということでござい

す。

例えば、仮に共生社会がうまく実現できずに外国人が日本社会に受け入れられない、外国人を受け入れたはいいいけれども社会に受け入れられないとどうということになるかという、例えば、留学ビザで入ってきたのに学校を辞めました。あるいは、就労ビザで日本に入ったものの会社を辞めました。でも、日本にいたいです。どうなるかという、不法残留というような話になってきて、この右側の6の(2)というところでございます、我々は不法残留者などは厳しく取り締まっていくわけでございますが、共生社会の実現がうまくいかなくなると、この不法滞在というようにところにもつながっていくのかなというふうにも考えられますので、その意味でも日本語教育を始めとする共生社会の実現は重要なポイントではないかというふうに考えているところでございます。

私の説明は以上でございます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございます。

続きまして、外務省大臣官房文化交流・海外広報課よりお願いいたします。

【外務省】 外務省の文化交流・海外広報課、山口でございます。よろしくお願いします。資料6について御説明させていただきます。

資料6の黄色の部分を御覧ください。国際交流基金が2012年に行った「海外日本語教育機関調査」を主にまとめたものでございますけれども、日本語学習者は世界に今、400万人弱います。ただし、過去2009年の調査に比べると、33万人程度、9.2%の増加になっていまして、その増加率は少し落ちてきている。

2番目、日本語学習者の数は、やはり世界的に集中している部分があるというところです。

それから3番目、日本語学習のニーズですけれども、日本企業への就職だけではなくて、漫画やアニメなどの日本文化への関心などによってニーズが多様化しているということです。

それから、右の上の問題点を御覧ください。特に東南アジアを中心にですが、日本語学習者の伸びに対して、日本語の先生、それから教材の不足が顕著になっているということと、中国や韓国などの言語普及活動が活発化しておりまして、その関係で日本語が相対的に地位が下がってきているということを簡単に書いてございます。

それから、右下でございましてけれども、国際交流基金ですが、海外で一生懸命日本語教育をやっておりますが、ほかの国の言語教育機関と比べると、まだまだ講座の数などは劣っているということを書いてございます。

次に、2ページ目を御覧ください。外務省及び国際交流基金の取組について御説明いたします。

外務省は、海外の各国に大使館、総領事館を設けておりますが、そこを通じて海外の日本語学習者の学習意欲の向上のための事業をいろいろやっております。

それから次に、もう一昨年になりますが、外務大臣の下に有識者の先生方の御協力を得ながら懇談会

を設置して、海外における日本語教育の普及促進に関する課題や施策について議論を行いまして、報告書を取りまとめました。

次に、国際交流基金の主な取組を御説明いたします。

今申し上げましたように、特に東南アジアの地域ですが、日本語学習者の伸びに比して日本語の先生の数、それから教材の不足が顕著になっているということで、一昨年ですが、安倍総理のイニシアティブのもと、「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト」を立ち上げて、今、実行しております。「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト」の一番大きな柱の一つになっているのが、ここに書いています日本語パートナーズ派遣事業になります。

これを簡単に説明すると、必ずしも日本語教育の先生ではございませんが、日本語のネイティブとして日本人の方が東南アジアの各国に行って、現地の日本語教師の方々のサポートを行ったりとか、日頃、日本人の方々と話す機会のない生徒の方々と会話を行ったりとか、そういう活動も行っています。これまでに212名の方を東南アジアの国に送っています。今年度は、計画では220名の方を新たに送り出すというふうになっております。

その次のページを御覧ください。これは国際交流基金の主な取組の続きでございますけれども、国際交流基金は、世界の31か所に直営の講座を開講しておりまして、約2万2,000人の受講者がございます。

それから、各国に日本語の専門家、これは日本語教師の先生になるような方々ですけれども、日本語の専門家を派遣しており、これが今40か国126名を派遣しております。

それから、日本語教育機関に対する支援、これは主に先生を雇ったりするための謝金の助成だとか、そういうものを行っています。

それから、海外にいらっしゃる日本語教師の先生方、それから、海外で日本語を学んでいる学習者の方々に、質の向上だとか、日本語学習意欲の向上を目的にして、訪日研修の実施を行っております。

それに加えて、インターネットを使って教育ツールの開発・提供も行っております。

さらに、皆さんにもなじみがあると思いますけれども、日本語能力試験を実施しています。年2回、平成26年度の実績でございますが、日本を含めて海外67か国258都市で約59万人が受験しております。これは順調に数として伸びてきております。

次ですが、平成27年度の外務省の新たな取組について若干御説明いたします。

外務省は、国際交流基金を通じながら、海外における日本語教育を進めているわけですが、特に平成27年度については、海外における日本語教育拠点の拡充を行おうと、これはどういうことかという、海外にある日本語教育機関として日本語教師会などを国際交流基金が認定するJFにほんごネットワークというメンバーに認定をして、そこに支援を強化することで、その機関だけではなくて、その国又は地域の広がりのある日本語教育の質の向上等を図ろうというものです。このJFにほんごネッ

トワークが、今現在、127機関ですが、これを今年度中に277まで、150増やそうということで、今、準備を進めております。

それから、米国との関係でございますが、将来の日米の交流の担い手となる米国の若手の育成ということで、米国の中等教育機関、主に高校を対象にした日本語教育支援の強化を行っております。

それからさらに、中南米も重点に置いておりまして、特に、ブラジル人の留学生支援、これはブラジルが今、留学生プログラムというものをやっています、そこに協力する形で、国際交流基金の方から、プログラムで将来日本に留学することを希望している学生に対して研修を行ったりというようなプログラムを進めております。さらに、中南米全体の日本語教育の質の向上を目指して、日本語の専門家の派遣を増加する取組も行っております。

下に書いてあるのが、先ほど申し上げました国際交流基金の日本語講座の分布の例になってございます。平成27年度の実績としては、主なところはそういうところでございます。

最後に、平成28年度の予算の関係ですが、簡単に御説明すると、平成27年度に引き続き、海外における日本語教育拠点の拡充に取り組んでいきたいと考えております。

それからまた、日米関係は正に日本の外交の基軸でございますので、米国に対する日本語教育支援も強化していこうというふうに考えてございます。

最後に1点だけ、海外における日本語教育は、もう言わずもがなですが、外国で日本語を学ぶことによって対日理解を深めてもらい、それがひいては交流が育ち、その国との関係において交流の基盤の整備になるということを重視しておりますので、そういう観点で外務省は方策に取り組んでおりますが、ここにいらっしゃる皆さんの御協力を頂きながら、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、是非御協力をお願いできればと思います。

以上でございます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課から御説明をお願いいたします。

【厚生労働省】 厚生労働省外国人雇用対策課の伊藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。厚生労働省の取組ということで、主に就職支援について、お手元の資料7に沿いまして御説明させていただきます。

サブタイトルで「～外国人就労・定着支援研修事業の実施～」とございますけれども、この事業の説明に入る前に、我が国で就労する外国人の方ほどの位いるのかということで資料をお付けしております。

1枚おめくりいただいて、外国人雇用状況届出制度について、事業主の方が外国人を雇い入れた場合、又は離職した場合には、ハローワークに届け出ることが義務付けられております。この届出の結果を毎年10月末現在で年1回公表をしておりますが、平成26年10月末現在、外国人労働者の数は約78.8万人で、前年度期比約7万人増え、過去最高を更新という状況になっています。

在留資格別で整理した資料を付けておりますが、在留資格別で見ると、この2の「定住者」や「永住者」の方など、身分に基づく在留資格の方が約33.9万人、前年度期比約2万人増という状況です。

この身分に基づく在留資格を国籍別で見ますと、多い順からブラジルが約9.4万人、フィリピンが約7.5万人、中国が約7万人となっておりますが、フィリピンは8,000人ほど増加する一方で、ブラジルについては前年より1,000人ほど減少しております。リオのオリンピックの開催による現地の労働力需要の増加で帰国される方もいらっしゃる一方で日本においても近年の景気の改善によって求人自体は改善傾向にある中、求人者側から見てみますと、一定レベル以上の日本語能力を求められるという傾向が強くなっておりますので、日本語能力が不足している方は依然として雇用環境が厳しいということで、この現象につながっているのかなというふうに考えているところです。

次のページに外国人求職者の状況をグラフで示しておりますけれども、リーマンショック前の2008年（平成20年）8月と本年の7月、これを比べてみますと、新規求職者の数（青い丸）は、1,575人増、約1.4倍、相談件数については（三角）、1万人余り増え、約2.1倍ということで、特に相談件数が依然として高い水準となっております。この要因としても、やはり、日本語の問題と考えておまして、日本語ができなくて職業相談を繰り返しても紹介に至らず滞留している求職者の方が依然多いという状況であり、また、就職したとしても、契約期間が短いという傾向もあって、外国人労働者の雇用情勢については依然として厳しい状況かというふうに考えております。

こういった状況の中で、次のページは、日系人等定住外国人に対する雇用対策ということで整理した表です。外国人が多く定住する地域のハローワークには、通訳を配置するとともに、日本語能力向上の支援として、昨年度まで原則日系人を対象として、就労準備研修という事業を実施してきたところです。

次のページに概要がございますけれども、先ほど少し申し上げたとおり、我が国に就労する外国人の方を国籍別で見ると、ブラジルが減って、フィリピンが増加したと申し上げましたが、これに加えてネパールやベトナムなども増加傾向にございまして、多国籍化傾向、南米系が減少しているという状況にあるといえます。このため、この事業については今年度より見直しを行いました。原則日系人としていた対象者を、就労に制限のない身分に基づく在留資格をお持ちの定住外国人全般を対象にしたところでございます。これに伴って、実施規模も拡充して受講者を増やし、新たに東京、大阪についても実施するなど、地域も拡充して実施をしているところでございます。

本事業については、あくまでも就労に必要な知識、スキルを習得させて、安定雇用の促進を支援することが目的です。職場でのコミュニケーション能力の強化でありますとか、日本の労働法令や雇用慣行の基礎知識、このほかにも応募や採用面接のための必要な支援ということも行っているところでございます。

地域の実情や受講者のニーズを踏まえて、夜間とか土日のコースも含めまして、現在、15都府県80地域、約4,000人規模を計画し、実施中でございます。

この事業でございますけれども、今年度、平成27年度、平成28年度、複数年契約を結んでおります。2年契約の1年目ということになりますので、来年度につきましても、特段の雇用情勢の変化などがなければ、今年度と同規模で実施いただく予定でございます。引き続き、本事業の周知などを関係者の皆様の御協力を賜りますようお願いいたしまして、厚生労働省からの説明といたします。ありがとうございました。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

それでは、ここで、これまでの関係府省庁から報告を踏まえて、質疑応答・意見交換を行いたいと思います。御発言のある方は挙手をお願いいたします。

【大学日本語教員養成課程研究協議会（木村）】 大学日本語教員養成課程研究協議会理事の木村と申します。

各省庁の御報告、これからの日本語教育、非常に重要なのだろうなということを改めて認識させていただきました。その他にも経済財政諮問会議、教育再生実行会議、政府関連の提言等を拝見しますと、これからの外国人の受入れは、日本の政策課題の中心的課題の一つという認識を持っています。ひるがえって、この日本語教育推進会議、こういった状況の中で、この日本語教育推進会議が非常に大きな意味を持つという認識をずっと持って参加させていただいております。

今後、この推進会議が取り上げてほしいと思うことの一つに、日本語教育の担い手、具体的には日本語教員又は教師です。そういった方々の育成はどうあるべきか。又は、そういった方々が携わるだろう教育現場の研究調査、それを具体的に幅広く展開していくには、どのような財政支援が必要かなどなど、日本語教育の担い手、これをこの日本語教育推進会議での一つの大きな重要テーマと考えていただけないでしょうかとっております。この点、どう思われるか、特に内閣府の方、それから文化庁の方に回答いただければと思います。

もう一つ、今、文部科学省の方では、2030年を見据えた新学習指導要領、この改訂作業を極めてラジカルにというか、新しい日本を作っていくんだという意気込みで非常に熱心に進められておりますが、その中で外国語教育と国語教育双方に有効な言語力の向上、その能力育成方法を検討するための委員会、チームを設置する予定になっています。この委員会のメンバーの中に、今まではということですが、日本語教育の専門家が加わるというようなことは、少なくとも私は聞いておりません。今日は初等中等教育局の方もいらしておられます。是非これからの日本の子供たちの言葉の教育の問題に日本語教育の専門家がきちんとかかわっていく、そういった道を開いていただけないか、そのように思っております。この点、どう思われるか、お考えを伺いたいと思います。

最後、文化庁、地域日本語教育ということで、非常に長きにわたって御苦労されてきていることはよく認識しているつもりです。一方、今申し上げた中央教育審議会では、全国小学校区約2万か所で地域コーディネーターを配置する。そのための検討を非常に熱心に行っておられます。その地域コーディネ

ーター、地域の活性化又は地域の教育力、地域と学校と家庭をつないで、子供と社会がよりよく成長・発展していくための礎になろうと、そういう流れで構想されているわけですが、文化庁が今まで手掛けられてきた地域日本語教育、この趣旨とも重なる点が非常に多いと思います。協力体制を組めるのではないかと少なくとも私は考えます。今後、全国約2万という小学校区で、地域コーディネーターを設ける、その必要が議論されているという中で、文化庁国語課の下で育成されたというか、頑張ってきておられる地域コーディネーター又は日本語教師の方々が何らかの接点を持つ、そのような方向が今後考えられるでしょうか。是非考える方向で検討していただきたいと心から思うわけですが、文化庁はどのように考えられるか、お教えいただきたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

【小松日本語教育専門官】 まず最初に、日本語教育推進会議の位置付けでございますが、これは日本語教育にかかわる関係団体、それから関係府省が集まって情報共有・意見交換をする場ということでございますので、そこで何かを審議する、何か結論を出すといった場ではないので、残念ながら日本語教員の養成について、この場で議論していくということにはならないということでございます。

【大学日本語教員養成課程研究協議会（木村）】 議論ではなくて、その必要性をどのようにお考えかというところを伺えればと思うんですが。

【岸本国語課長】 日本語教育推進会議につきましては、今、小松日本語教育専門官の方から申し上げたとおりでございます。それぞれの役所で、それぞれの政策目的があって、担当している分野に関しまして、より効果的に実施していただけるように、日本語教育推進会議という場を設けて情報共有していただくということをやっております。今おっしゃられたことに関しましても、より効果的にそれぞれの役所で施策を考えていただけるように、この会議の設定を含め情報共有の円滑化に文化庁としては努力していきたいと思っております。

教師養成に関しまして、先ほど申し上げました日本語教育小委員会の11の論点の中に日本語教育の資格や、日本語教員の養成・研修についてというものが含まれております。現在、論点の7と8につきまして中間まとめを取りまとめいただいたところでございまして、それを今年度中に最終まとめまでしていただきました後に、次にどのような論点を取り上げていくかということに関しまして御議論いただきたいというふうに考えております。また必要なデータを収集しながら、日本語教師の養成研修について、どういった形で取り上げるか検討していきたいと思っております。

【大学日本語教員養成課程研究協議会（木村）】 中教審との接点というのは、ここでは情報の共有の対象にはならないのでしょうか。

【岸本国語課長】 関連あるものに関しましては、こちらの場で御報告いただく、あるいは御説明いただくというようなことも考えていきたいと思っておりますけれども、今おっしゃっている中教審の話というのは、地域コーディネーターの話でしょうか。

【大学日本語教員養成課程研究協議会（木村）】 地域コーディネーターだけではなくて、高度専門免許状も将来的には検討しようという考えもかつては出されていました。

【岸本国語課長】 済みません、昨年この会議で中教審の教員養成部会での免許制度の見直しについて御質問頂いたところなんですけれども、その後、担当課、初等中等教育局の教職員課に問い合わせましたところ、来年以降、免許制度の総合的な在り方の検討を行う予定であるということで聞いております。2012年（平成24年）、専門免許状について答申に盛り込まれたことがございまして、その点につきましても聞いておりますけれども、専門免許状につきましても、様々な意見や提言がある一方で、免許制度が複雑化してしまうのではないかという問題意識もあるということで、慎重に検討していきたいということで伺っております。

【大学日本語教員養成課程研究協議会（木村）】 来年度以降ということなんですね。

【岸本国語課長】 来年以降、教員免許制度の総合的な在り方について検討を行う予定とのこと。その際、専門免許状については、慎重に検討していくとのこと。

【大学日本語教員養成課程研究協議会（木村）】 はい、その点ありがとうございます。

【岸本国語課長】 それから、最後の地域コーディネーターの話なんですけれども、いろいろな文部科学省の方の施策に関わりあるものもありますし、地域で日本語教育を担当してこられた方が、学校との連携によって、より効果的に児童生徒に日本語を学んでいただくという可能性もあるかと思っておりますので、情報を収集しながら、連携体制について検討していきたいと思っております。

以上です。

【大学日本語教員養成課程研究協議会（木村）】 国語と外国語教育の推進に資する言語教育の向上という点については、日本語教育の専門家をそのメンバーに加える必要が、私は大いにあると思っておりますが、どのようにお考えですか。

【文部科学省初等中等教育局国際教育課（齋藤）】 初等中等教育局国際教育課でございます。御質問の二つ目の点ですが、次期学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会での議論の中で、外国語教育の充実に当たって国語教育との連携を重視するべきとのご指摘を踏まえ、教育課程部会の下に設けられております専門部会のワーキンググループの中で、連携をどのように図るかという点について議論がなされる予定と聞いております。

具体的にどのようなメンバー構成にするか、また、そのチームの検討事項の範囲をどうするかについてはまだ議論中でございますが、いずれにしても、ワーキンググループのメンバーに限らず、様々な方の意見を踏まえた検討がなされると理解しておりますので、日本語教育の知見が適切に反映されるよう、担当課の教育課程課の方に伝えたいと思っております。

【大学日本語教員養成課程研究協議会（木村）】 是非よろしく願います。ありがとうございました。

【小松日本語教育専門官】 ほかにございませんでしょうか。時間の都合もありますので、あと一人。よろしいですか。

それでは、ないようですので、各団体からの御報告に移らせていただきたいと思います。

それでは初めに、一般社団法人全国日本語学校連合会からお願いいたします。

【全国日本語学校連合会】 全国日本語学校連合会の主席研究員の佐伯と申します。

我々の取組ですが、J a L S Aの現状は、現在、121校が加盟して、J a L S Aの活動に賛同していただける企業とか高等教育機関56団体を賛助会員として活動しております。

主な取組ですが、北海道、東北、関東、中部、関西、九州、各地区で懇話会を開催して、そこで日本語教育に必要な情報交換、あるいは日本語留学生に関する法務省との間のいろいろな問題点が起きていないかどうか、その情報収集と打開策も探っております。

また、今年の夏季に日本語教育機関の経営者会議を開催しまして、各日本語教育機関の抱えている問題点をお互いに情報を出し合って、いわゆる良策がないかどうかを検討しております。

また、このほか、東京、大阪にて、年1回、「日本語教育機関の留学に係る申請取次研修会」ということで、非常に申請そのものが膨大な作業を要する状態ですので、これをうまく進めるためにどうしたらいいか、その研修会を開催しております。

このほか、高等教育機関、大学あるいは会社への進学をスムーズにさせるために、関東地区において年2回、「J a L S A進学フェア」を開催しております。

また、ホームページにて、留学生通信及び日本文化に関するコラム、提言などを発信しております。この提言は、留学生通信という名で、いろいろ日本語教育の問題点、どういうところを修正していったらいいか、あるいは、外国の孔子学院、世宗学堂など、ここにおける活動ぶりも紹介して、日本語教育の普及をいかに進めたらいいかということも提言しております。

また、このほか会員メールを配信して留学生、日本語教育機関に関する情報の提供ということで、二重三重の切磋琢磨の機会を作っております。

そのほか、最近、留学生の健康問題、いろいろ留学の過程で事故が起きたり、いろいろな健康障害が起きたりしておりますので、それとの関係をスムーズにいかせるために、全国日本語教育機関共済協同組合と連携して、その対策に取り組んでおります。

また、会員校には、J a L S A綱領を倫理規定に従い、問題が起きないように指導しております。このJ a L S A綱領は、日本で暮らしていくために必要な日本の文化、習慣を教えるためだけでなく、留学生の質をとにかく上げようと、そして、留学生と母国との間の架け橋となるような人材を作ろうという非常に高邁な理想を掲げてこのJ a L S Aに加盟している各校に広く理解を求めるようにしております。

このほか、倫理規定なども設けて、日本語教育機関そのものが日本社会の中で高い存在になるよう、

例えば日本の慣習、法令の尊重、遵守の義務、あるいは会計についての明朗な会計が行われるように、税理士監査を受けるとか、とにかく組織の透明性を図るべく気を配っております。

さらに、法務省の告示校一覧を発行して、留学生通信を大体年1回から2回出版して、留学生教育の在り方を世に問うてきております。

このほか、留学生問題について種々問題が随時起きるものですから、法務省、外務省あるいは文部科学省、厚生労働省などの方々と懇談の機会を頂いて、提言をしたり、あるいは要望を出したりということ活動をしております。

以上です。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

次に、一般社団法人全国日本語教師養成協議会から御説明をお願いいたします。

【全国日本語教師養成協議会】 全国日本語教師養成協議会（全養協）の吉川と申します。配布資料は9を御覧ください。

私ども全養協は、日本語教師養成講座を持つ一般の日本教育機関が集まって設立された団体でございます。

全養協が現在継続的に行っている活動は三つあります。まず配布資料の真ん中を御覧ください。真ん中の右のところに書いてありますが、一つ目の活動ですけれども、日本語教育の裾野を広げる活動。もう一つが日本語教師の就職をサポートする活動。それから三つ目が、日本語教師のレベルアップに貢献する活動でございます。

まず一つ目の日本語教師の裾野を広げる活動ですが、これは公開講座を行っております。この公開講座は、日本語教育を代表する方々の講演や現職日本語教師によるパネルトークなどを行い、日本語教師という仕事の楽しさ、やりがいを多くの方々に知ってもらおうというものです。この公開講座によって日本語教師になろうという方々が少しでも増えることを期待しております。これまで13回行ってまいりましたが、今回は来年の1月に実施する予定であります。

それから二つ目ですけれども、日本語教師の就職をサポートする活動でございます。その活動としては、教師採用合同説明会を行っております。この教師採用合同説明会でありますけれども、前回のものは資料の一番上に記してあります。日本語教師サポートプログラムと書いてあります。ここにもありますけれども、この合同説明会では、日本語教師の採用を真剣に考えている国内外の学校・機関と日本語教師志望者が直接面接できる場を提供しております。この合同説明会には、17の学校・機関が参加し、200名以上の方々に御来場いただきました。参加校・機関及び参加者ともに非常に好評でありました。この合同説明会も、先ほどの公開講座と同様に来年の1月に実施する予定であります。

三つ目は、日本語教師のレベルアップに貢献する活動であります。これは日本語教師検定という検定を行っております。この検定は、日本語教師の現場に直接かかわる実践的な知識及び能力、私どもはこ

れを実践力と呼んでいます。その実践力を測定する現場に特化した検定であります。この検定によって日本語教師の質的向上を目指しています。これまで10回行ってまいりましたが、今回は来年の2月に実施を予定しております。

最後になりますけれども、配布資料の一番下でございます。これは「今後の取り組み」と書いてありますが、現在、作業を進めておりますのは、日本語教師養成講座の「自己点検・自己評価および第三者評価」、これを実施するための作業です。日本語学習者は数が増加傾向にあります。そのような中で、日本語教育の質を担保するためには、教育の質を左右する日本語教師の教育力を高めなければならないと思います。現在、日本語教育機関で在留資格、留学を持つ日本語学習者に日本語を教える場合、御存じのように資格が必要であります。大学で所定の単位を修了する、日本語教育能力検定試験に合格する、大卒で420時間の養成講座を修了するという条件のいずれかを満たす必要があります。日本語教師の教育力を更に高めていくためには、日本語教師を輩出する日本語教師養成講座の積極的な取組も必要です。その取組として、日本語教師養成講座が「自己点検・自己評価および第三者評価」を推進することが求められるのではないかと思います。また、その評価を公開することによって、これから日本語教師になろうという人たちがより安心して養成講座を受講することができるようになると思います。

現在、全養協では、まず加盟校の日本語教師養成講座を対象に、自己点検・自己評価の項目を策定し、さらにそれを第三者評価につなげていけるような作業を進めております。

以上です。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

続きまして、国立大学法人名古屋大学から御説明をお願いいたします。

【名古屋大学】 僭越ながら、名古屋大学の日本語教育について報告させていただきます。法學研究科で特任講師をしております宮島と申します。よろしくお願いいたします。

名古屋大学の日本語教育といたしましては、大きくは国際教育交流本部の中にあります国際言語センター、旧留学生センターになりますが、2013年に組織改編しました。そこで留学生だけではなくて、本学に在籍する外国人教員の日本語、日本文化等の教育や学生や職員の英語力強化の支援をここでっております。そして、日本法教育研究センターが海外にあります。そのほか幾つかあるんですけれども、ここに明記をし忘れたのですが、学部の中には日韓プログラム、日韓共同理工系学部の予備教育の日本語教育も含まれます。

2015年度からの取組といたしましては、名古屋大学の日本語教育関係者の情報交換会、日本語教育の実践共有会などを開催しております。これを通しましてレベル設定や評価方法、教材開発等、学内の日本語教育における教育観や学習観の共有を目指そうというものです。

続きまして、日本法教育センターについて簡単に御紹介します。

第2回の推進会議でも御報告させていただいたんですけれども、それに加えて、ウズベキスタン、

モンゴル、ベトナムのハノイとホーチミン、カンボジアに加えまして、ラオスが加わりました。5か国6か所で日本語教育と日本語による日本法教育活動を展開しております。

このセンターでは、アジア法教育研究や法学教育支援拠点など、当然、法学分野ですので、そういった活動も行っておりますが、加えまして、裏になります。グローバル人材育成の拠点などにもなっております。ここには名古屋大学で行っておりますプログラムを明記しておりますけれども、他大学からの協力要請にも応えております。

また、このセンターは、海外拠点ですので遠隔にあるということもありまして、ICTを活用した教育や研究などを積極的に行っております。また、日本語教員の現地で働いている講師を対象とした教員研修なども実施しております。

加えまして、専門日本語教育としまして、今年度からの新たなものなんですけれども、法学との共同研究の推進を進めようということで、電子ジャーナルの発行を始めます。今月末より創刊号が発行予定となっております。法学分野の中で社会科学領域における日本語教育に関する学術研究を発表するような場所を設けてもらうことができるようになりました。

また併せまして、ここには書いていませんが、文部科学省からの助成を受けまして、新しく新棟を建設させていただけることになりました。11月か12月頃には出来るんですけれども、3月に落成を記念いたしまして国際シンポジウムを予定しております。来年の3月12日土曜日を予定しております。ここでも法学分野の中ではありますけれども、日本語教育の視点からの発表をする予定になっておりますので、詳細が決まり次第、また皆様に御連絡させていただきたいと思っております。是非積極的に御参加頂ければと思います。

3点目といたしまして、これも以前の推進会議でも報告させていただいていたんですけれども、とよた日本語学習支援システムの事業に関しまして、2年間、文化庁からの委託と併せて事業を進めまして、その取りまとめとして3月にシンポジウムを開催いたしました。詳細は、もう1枚の方のチラシを御覧ください。

以上となります。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

続きまして、一般社団法人全国専門学校各種学校日本語教育協会様、よろしく願いいたします。

【全国専門学校各種学校日本語教育協会】 一般社団法人全国専門学校各種学校日本語教育協会会長代行の堀でございます。略して、専各日協と呼ばさせていただきます。

実はこの一般社団法人専各日協は、つい先だって7月15日に正式に設立総会・記念式典を実施したところでございます。この日本語教育推進会議は、今回で第6回です、第5回までは全国専門学校日語教育協会と、全国各種学校日本語学校協議会、それぞれ別々の団体として参画をさせていただいておりましたが、一昨年来、二つの団体の統合に向けていろいろ検討してまいりました。

日本語教育機関として全専日協と全各日協の共通点と申しますのは、それぞれ学校教育法の124条と134条に基づいて都道府県知事の認可を受けた『認可校』ということが一番大きな共通の基盤でございます。これまではそれぞれ別々の組織で活動してまいりましたが、一昨年来、統合に向けた検討を進めてまいりまして、今回、一般社団法人として専各日協を設立したわけでございます。

後ほど御説明をいたしますが、統合の上、法人格を持つ一つの団体にしようとしたのは、新しいこの団体が対外的にいろいろな連携あるいは協議などの問題を討議したり推進していく場合に、団体としてのまとまりといたしますか、立場を明確にした方がいいだろうということでございまして、事前に幾つかの行政あるいは教育機関、経済団体等とのお話をしたときにも、是非一つのまとまった法人格を持ってもらった方がいいという御要望もありまして、今回発足することになりました。

事業内容としては、今、お手元に一般社団法人専各日協の二つ折りのパンフレットと、それからもう一つ、A4判の1枚の設立記念式典のニュースレター、リーフレットを配布してございますが、これに基づいて、どんなことをやろうとしているかという御説明をしたいと思います。

具体的に今後考えている事業を御説明する前に、この専各日協という団体の今後のいろいろな活動のベースとなります考え方が大きく言うと三つほどございます。

一つ目は、それぞれの学校はずっと日本語教育をやっておったわけですが、将来の少子化や人材の国際化を考えると、一般の留学生に対する日本語教育に加えて、今後は専門的な職業能力育成も視野に入れた多様な日本語教育が必ず必要になるということです。

二つ目は、学校評価の問題でございます。もちろん学校評価と言っても、一般的な学校法人の評価プラス日本語教育という評価がございますが、それに加えて、今申し上げた専門能力育成ということも視野に入れて、どういうふうに教育をしていくかということも是非学校評価の中に組み込んで今後やっていく必要があるのではないかとということです。

それから三つ目が、日本語教育機関と言っても、いろいろな団体や法人がございます。あるいは、日本語教育を必要とするいろいろな高等教育機関その他の法人や団体などの受け入れ機関がございます。そういうところと今後連携を深めて、全体としての日本語教育の質の向上を図っていくことに我々としても何か資することができるのではないかとというのが基本的なベースにある考え方でございます。

まだできたばかりの団体でございますが、どんなことを考えているかということをお手元にあります設立記念式典開催のリーフレット、A4、1枚の紙がございますが、その裏面の事業欄(1)から(7)までに基づいて御説明をしたいと思います。

(1) 番が日本語教育専門分野別評価基準策定というのがございますが、これは先ほど申し上げました学校評価の中での日本語教育としての評価。それから、分野別の日本語教育にどうやって取り組んでいくか、ということを含めた評価を今後は是非何らかの形で策定をしていきたいということです。

それから(2) 番が、制度研究というのがございますが、これはちょっと専門学校あるいは各種学校、

特殊の問題と言えば特殊の問題でございます。専門学校日本語教育，それから各種学校日本語教育，両方とも認定された教育機関であるということでございますが，これに関する法律，制度，あるいは規制の問題，これを一度研究をして，もし要望があれば，それは積極的に提言をしていこうということ。

それから（３）番が専門分野委員会がございます。今のところ，いろいろな要望が，随分ございまして，括弧書きの中にＩＴ人材から始まりまして，福祉人材，観光云々，自動車整備云々がございます。この専門分野委員会の対象となりますのは，一つは業界団体でございます。それからもう一つは，直に業界団体ではなくて，人材養成機関がございます。主にこの業界団体あるいは人材養成機関，中でも福祉人材は人材養成機関が非常に深くかかわっておりますが，業界団体ないし人材養成機関と今後いろいろな協議検討を進めて，日本語教育機関専各日協としてどういう協力ができるかということを探っていきたいと思っております。

この専門分野委員会の仕事として，実は一番重要だと思っておりますのは，それぞれの分野の業界の方あるいは人材養成機関が何を要望しているか，どういう要件を必要としているかという現場の声を何しろきちんと調査をする。それに基づいて，今後，分野別の日本語教育をどういうふうに展開していくかということを中心に検討した上で，専門分野委員会をそれぞれ進めていく必要があるのではないかと思います。

ここには大変いっぱい書いてありますが，これが一時に全部できるわけではございません。今後一つずつ取り組んでいきたいと思っております。

（４）番は国内外への広報に関する事業ということで，専各日協という団体について，国内外へ積極的に広報活動をしようということでございます。

（５）番は，大学との連携に関する事業でございます。大学と書いてございますが，専修・専門学校を含む高等教育機関と御理解ください。それぞれが自分のところで受入れる留学生の日本語に関して何を期待して，どういう要件を要望しているかということの協議をしながら，どういうところで連携ができるかということを探っていこうということでございます。

（６）番が，日本語教育機関・団体の円卓会議に関する事業です。円卓会議というのはまだ勝手に付けた名前でございますが，日本語教育機関のいろいろ設置母体や団体等との意見交換会を円卓会議と一言で言っておりますが，こういうことを是非開催をしていきたいと思っております。日本語教育機関の設置母体としては，専門学校，各種学校，あるいは大学法人の中にもありますし，株式会社立の学校もあります。そういうところと如何に連携していくかということも大事なことで思っております。

最後に，行政懇談会とありますが，一言で言いますと，最初の方で申し上げました今後の日本の少子化あるいは人材育成，場合によってはオリンピックその他いろいろなことも踏まえて，どういうことが起こり得るか，あるいは何が必要なのかということ念頭に置いて各関連省庁と今後是非検討をする機会を作っていきたいと思っております。これには認可の母体であります都道府県も含めてでございますが，

そういう懇談会を設置をしていきたいと考えております。

以上が、まだ7月15日にできたばかりでございますが、一般社団法人専各日協を設立して、今後、日本語教育を更に充実すべく活動を進めていきたいと思っております。

最後ですが、二つ折りのパンフレットがございますので後ほどお時間があれば目を通していただきたいと思いますが、組織ですとか事業内容、現在の役員、それから一番裏が現在の加盟校や賛助会員です。これはその後大分増えておりますので、ホームページを見ていただければ、現在の会員等の一覧が分かるようになっております。基本的には専門学校・各種学校の日本語学校は正会員、その他が賛助会員です。ホームページもありますので、是非これを参考にさせていただきたいと思います。

以上、私からの設立の紹介ということでお話をさせていただきました。ありがとうございました。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

それでは、ただいま御報告いただきました4団体への質問、御意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

ございませんでしょうか。

それでは、全体を通しまして質疑応答の時間をとらせていただきたいと思います。御発言のある方は挙手をお願いいたします。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 今、隣で全専各連の話が出て、昔、日本語教育機関にいた頃にあったなと思って、私の人生は日本語教育の人生なんですけれども、その頃の体制とちょっと違ってきているので確認をさせていただきたいんですけれども、例えば、予備校は学校法人がありますけれども、これは各種学校扱いなので所管が都道府県になりますね。塾と呼ばれています株式会社、有限会社の予備校がありますけれども、これは多分、所管は経産省サービス政策課ですよ。だから、学校の設置形態で言うと、予備校は相手によって都道府県と経産省にまたがっているということですね。

【経済産業省】 塾については弊省サービス政策課の所管になりますが、詳細については、私は担当課の者ではないこともありまして確認が必要かと思うんですけれども。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 日本学校は、では、学校法人はやっぱり同じ都道府県ですよ。株式会社、有限会社は、これは所管官庁は法務省になるんですか。

【小松日本語教育専門官】 多分、日本語学校と一般的に言っても、法律とかがないので、いわゆる法務省告示に基づく日本語学校であれば法務省の所管ということになります。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 経産省の方も、決して塾、予備校と言っているわけではないんですけれども、サービス政策課の組織令の中に入っていると思うんですよ。だから、組織令で言っているのだと思うんですけれども、そうすると、今度、教員資格審査の方なんですけれども、予備校の専修学校は大体が文科省の学校教育法とか設置基準でやっていると思うんですけれども、そうすると、各種学校の方は、予備校もこれは都道府県がそれぞれ持っていますけれども、大体文科省のあれに準拠

しているはずなんです、そうすると、会社法人はそれぞれ勝手にやっているわけですね。予備校は。では、日本語学校は、専修学校、各種学校、会社法人全部、教員審査は法務省ですか。入管というか。

【小松日本語教育専門官】 法務省告示校はそうですね。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 そうですね。だから、全部法務省なんですよ。

【法務省】 法務省の告示で日本語学校を指定していますけれども、その日本語学校の設立時点の許可とか、教員はこのように、体制はこのように組まなくてはいかんとか、そういったようなところまで法務省が見ているわけではなくて、あくまで留学生に対する日本語教育をする学校として適切かどうかという観点で告示で定めている……。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 だから、日本語学校の中のある部分は法務省認可ですよ。

【法務省】 留学生に対する日本語教育を行う学校は入管法上の告示で規定されているという意味です。だから、日本語学校の設立云々とか、そういったところは法務省は関わっていないです。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 はい。教員審査も同じですよ。

【法務省】 教員審査云々というか、入管法上の告示に規定するに当たって、教員とか体制とか、適切な日本語教育を行える学校かどうかという観点でのチェックはいたします。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 だから、そのチェックというのが審査ですよ。

【法務省】 告示に規定する際の審査ということになります。

【小松日本語教育専門官】 ほかにございませんでしょうか。

【国立国語研究所】 国立国語研究所の野山といいます、資料2で文科省の国際教育課の説明と、文科省の国際課の説明が一緒に載っているペーパーですが、確認というか質問です。ここで示された2億9,000万円の平成28年度概算要求額の中に、右側の2のものと虹の架け橋でやっていたこの事業も含まれているという意味で考えていいんですか。それともこれはたまたま紙の上に今日一緒に載っているだけの話で、この予算は全く別の話なんですか。

【文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室】 整理としては、2億9,000万円を帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業全体で要求をしまして、定住外国人の子供の就学促進事業は、この事業は幾つか柱があるんですが、その中の一つで要求しているという整理、だから、290百万円の中に入っているというふうに捉えていただければと思います。

【国立国語研究所】 細かい質問になりますが、そうすると、もともと国際課がやっていた事業を国際教育課が吸収合併したというふうに思えばいいんですか。

【文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室】 まず2番の方は、資料としては国際教育課の資料になっていますが、事業の実施に関しては国際課の方でやっております。それは昔と変わっていません。予算の整理上このようになっているというちょっと役所的な説明で恐縮なのですが。

【国立国語研究所】 ということは、虹の架け橋の事業に関連して継続されたこの事業は、国際教育

課の予算枠の中で事業としては国際課がやるのだけれども、継続しているというふうに虹の架け橋の関係者には伝えていい話ということで大丈夫でしょうか。

【文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室】 正にそのとおりでございまして、国会の審議の中でも下村大臣も「継続」というふうな言葉で答弁されていますので、そのようにお受け取りいただいてよろしいかと思います。

事業の実施形態が若干変わりましたので、予算上は新規要求として平成27年度は行いましたけれども、やろうとしていることは全く変わっておりませんという整理で行っています。

【国立国語研究所】 分かりました。ありがとうございます。

子供のことに関連してなんですけれども、外務省の説明のペーパーの、2ページで、海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会を設置して課題や施策等について議論して、2年前、平成25年7月に岸田外務大臣に「議論の総括と政策提言」を提出、12月に最終報告書を取りまとめたという話だったわけですが、昨年も私、ここで関連した質問をさせていただきました。2年たって、あの報告書でまとめた内容の実施状況というか、例えば、あの時期に非常に画期的な報告書だとかこの分野の人からはよく言われていて、継承語の問題を取り上げてくださったりとか、あるいは海外の補習授業校の連携ネットワークの話が出ているとかという話が出ていました。その後、国際教育課との連携も含めてなんですけれども、外務省としては、何か特にこういうことを実施しましたとか、こういうことが動いていますというようなお話がもしあれば、伺えればありがたいんですけれども、いかがでしょうか。

【外務省】 申し訳ございません。そこは進んでおりません。

【国立国語研究所】 では、報告書を出したっきりでほとんど進んでいないというような印象、理解を持つほかなく、非常に残念なことであります。私が海外を回っていると、海外に定住した在留邦人の継承語の問題や補習授業校の再定義の問題等に関して、特に進展、改善を非常に強く望んでいる人たちが多く海外にいます。そして、特に国際結婚をして向こうで子供を育てている人たちは、この報告書の内容の次の段階への進展、展開を期待している人たちがたくさんいるということを、最後にお伝えして私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

【小松日本語教育専門官】 ほかにございませんでしょうか。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 資料2でよろしいですか。

【小松日本語教育専門官】 はい。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 同じ顔で済みません。同じ資料2だったので、日本語指導の充実というのがあるわけです。これはかなり動いていると思っていますけれども、丸の3番目に「日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施」と書いてあるんですが、お分かりですか。ここの日本語指導担当教員というのは、普通免許教員あるいは臨時教員、特別教員、あるいは特区特別教員免許も含めて想定されていますか。あるいは、指導補助者というのは、ボランティア、あるいは任期付きだ

と思うんですけれども、特別免許、臨時免許の人の意味なんですか。教えていただきたいと思います。

【文部科学省初等中等教育局国際教育課（村松）】 御質問ありがとうございます。国際教育課の村松でございます。

今御質問がありました日本語指導担当教員というところですが、義務教育段階における日本語指導の充実のため、特別の教育課程による日本語指導の実施をしておりますので、日本語指導担当教員とは学校の教員であります。

ただ、日本語指導補助者については、これは国の補助事業に関しまして、あるいはこの補助事業を使わなくても特別の教育課程による日本語指導を実施している自治体が様々な要件をお決めになって採用されている方ですので、中には日本語教師の資格を持っている方を採用されている自治体もございますし、国際交流協会等でボランティアをされている方を採用されている自治体もございますので、この日本語指導補助者とは、それぞれの自治体が決めた要件で採用された方が学校で日本語指導補助をされているということでございます。よろしいでしょうか。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 はい、ありがとうございます。

【小松日本語教育専門官】 それでは、最後の質問にさせていただきたいと思います。質問、意見等ございませんでしょうか。

【全国日本語学校連合会】 今、文部科学省あるいは法務省、厚生労働省も含めて、いろいろな先々で皆さんのお話を伺った感想としては、外国人の受入れが全体的に増えるだろうという施策も取り入れられているし、また、そういう傾向にあることも確かなわけですね。しかし、現状はそれに、要するに、立派な日本語教育が追いついていないのかどうか、ここが非常に大きな問題点だと思うんです。そのためにボランティアの活躍とかいろいろ、地方自治体も苦勞しているし、国も苦勞されていると思うんですが、やはり日本語教育をきちんと教える機関に一段と協力を求めて、日本語教育そのものをしっかりしないといけないのではないかと。ただ話せるだけでなく、読み書きもできなくてはいかんと。こうしないと日本社会にうまく溶け込んでいけないのではないかと、そういう問題があると思うんですが、その点についてはいかがお考えか、お伺いしたいんですが。

【岸本国語課長】 御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、外国人の受入れはどんどん進んでいくと思いますし、外国人を地域でしっかり受入れていくためにも日本語はきっちり身に付けていただく必要があるということで、地域日本語教育という点では文化庁が担当しているんですけれども、生活者事業という中でなるべく使いやすく日本語教育をやっていただけるようにということで、標準カリキュラム案ですとか教材例集を使ってそれを普及するといういろいろな取組をしております。各地の日本語教育を実際に担当していらっしゃる方からの御意見を頂いて、それをまたフィードバックして教材例集とか標準カリキュラム案ですとか、そういつ

たものがどんどんよくなるように引き続き検討していきたいと思ひますし、各地でいろいろな教材とかカリキュラム案とか優良事例がたくさんありますので、そういったものを相互に活用していただけるように、このNEWSという、余り知られていないんですけども、情報検索サイトを運用しておりますので、是非御覧いただきたいと思ひております。

その他文化庁の施策を、いろいろありますので、それを通じて効果的な日本語教育に地域で取り組んでいただけるように努力していきたいと思ひます。

【全国日本語学校連合会】 その中で日本語教育機関というのはいろいろな形態があるわけですね。大学でも日本語教育をしているし、専門学校、各種学校、会社立を含めていろいろな教育機関で日本語教育を教えているわけですけども、その活用については、もっと活用してもいいのではないかというふうに我々は考へているんですが、そこはいかがお考へでしょうか。

【岸本国語課長】 地域で日本語教育を実施していく上で、当然、大学あるいは日本語の教師の養成学校で学んでこられた方々に御協力いただくということは必要不可欠だと思ひております。実際、この生活者事業という事業は、日本語学校ですとか大学に委託をさせていただいて、そちらの先生方中心にやっけていただいているという例もございます。学校で、どういうところで養成した方をどのように活用していくかということに関しましては、先ほどもちょっとお答えしたんですけども、論点の中にそういう論点がございますので、今後、審議会で取り上げる際に併せて考へていきたいと思ひます。

【全国日本語学校連合会】 あと、中国、韓国と日本と三か国を比較した場合に、先ほど、皆様の方から報告があつたんですが、いち早く中国と韓国は、韓国語の普及、それから中国語の普及に国を挙げて全力でやっけてきたわけですね。その数字がここの先ほどお伺ひした数字にあらわれていると思うので、日本の場合にはちょっと立ち遅れているなという気がしたんですが、中国の数のすごさ、その何十分の1というのが日本の現状なわけですね。この現状について、外務省の海外広報課の方から報告がありましたけれども、この現状をどういうふうに、例えば10年後、変えていきたいか、その辺の計画は何かございますでしょうか。

【外務省】 資料には確かに数字上は、例えば中国と比べるとかなり学校の数とかそういうものは日本の数が少なくなっているというのは、あくまでこれは国際交流基金が直営をしている講座の数でございますので、当然ながら海外に日本教育機関としては1万6,000の数が実際にございます。そういう実態があるということをまず御承知いただきたいのと、それから、中国は確かに国を挙げて教師の派遣とかをやっていますが、我々が考へているのは、やはり海外で日本語教師の方が育って、現地でサイクルをするというのが大事だと考へています。いずれにしても、本国から外国に教員を直接送って、その教員が引き上げたらもうそのまま言語教育が進まないという状況は必ずしも適当ではないと思ひていますので、そういう意味で先生の質の向上とか、そういうところに取り組んでいくことが重要だと考へています。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。

お時間となりましたので、これにて会議を終了させていただければと思います。

次回の開催案内につきましては、改めて御案内させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席賜りどうもありがとうございました。これにて第6回日本語教育推進会議を閉会させていただきます。

— 了 —